

公 示

令和4・5・6年度において東北農政局における物品の製造・販売等に係る随意契約の相手方として、農林水産省物品・役務等契約事務取扱要領（平成12年12月1日付け12経第1858号農林水産省大臣官房経理課長通知）第5条第1項の規定に基づく随意契約登録者名簿への登録を希望する者に必要な資格、申請の時期及び方法その他について下記のとおり定めたので公示する。

なお、令和4・5・6年度において、全省庁統一の一般競争競争（指名競争）参加資格を付与された者については、随意契約登録者名簿に登録された者とみなした取り扱いを行うため、本公示に基づく申請を要しない。

令和3年12月15日

東北農政局長 坂本 修

記

1 資格の種類

(1) 物品の製造 (2) 物品の販売 (3) 役務の提供等 (4) 物品の買受け

2 随意契約登録者名簿への登録資格

東北農政局長が、随意契約の相手方として信用度、経営の状況及び履行能力その他の事情を勘案し、契約の履行が確実と認めた者とする。

3 随意契約登録者名簿に登録を希望する者の申請の時期及び方法

(1) 申請の受付期間

本局受付 令和4年1月11日から令和4年1月31日まで

地方受付 令和4年1月11日から令和4年1月31日まで

(行政機関の休日を除く。)

なお、上記期間経過後も随時申請の受付を行う。

(2) 申請の受付場所及び問い合わせ先

① 本局受付

東北農政局

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟7階

電話(022)263-1111(代)

東北農政局総務部会計課 調達係(内線4023)

② 地方受付 別紙「地方受付一覧表」のとおり

(東北農政局管内の事業(務)所)

(3) 申請の方法

申請は、「随意契約登録者名簿登録申請書」に必要事項を記入・押印のうえ、持参又は郵送により行うこと。

なお、申請書用紙は各受付場所で交付するほか、次に掲げる東北農政局ホームページにアクセス・ダウンロードして印刷することもできる。

<http://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/pdf/zuikeiyosiki.pdf>

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

なお、随時に申請した場合は、資格を付与されたときから令和7年3月31日までとする。

5 その他

調達する物品等の種類及び基本となるべき事項については、「競争参加者の資格に関する公示」(別途掲示)に準ずる。

別紙

地方受付一覧表

官 署 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
津軽土地改良建設事務所	036-0357	青森県黒石市迫子野木3-145-1	0172-40-4360
北奥羽土地改良調査管理事務所	036-8214	青森県弘前市大字新寺町149-2	0172-32-8457
北上土地改良調査管理事務所	020-0023	岩手県盛岡市内丸7-25（盛岡合同庁舎）	019-613-2533
西奥羽土地改良調査管理事務所	010-0951	秋田県秋田市山王7-1-3（秋田合同庁舎）	018-823-7801
阿武隈土地改良調査管理事務所	960-0241	福島県福島市笹谷字稲場38-7	024-555-3780
土地改良技術事務所	983-0836	宮城県仙台市宮城野区幸町3-14-1	022-295-5544
平川二期農業水利事業所	036-8084	青森県弘前市大字高田1-10-9	0172-55-8844
和賀中央農業水利事業所	024-0062	岩手県北上市鍛冶町1-11-58	0197-62-0755
岩手山麓農業水利事業所	020-0733	岩手県滝沢市篠木待場80	019-699-2225
河南二期農業水利事業所	986-0832	宮城県石巻市泉町4-1-18（石巻合同庁舎）	0225-25-4588
平鹿平野農業水利事業所	013-0051	秋田県横手市大屋新町字大平99-39	0182-35-7781
田沢二期農業水利事業所	014-0052	秋田県大仙市大曲川原町9-17	0187-66-3255
旭川農業水利事業所	013-0018	秋田県横手市本町2-9（横手法務合同庁舎）	0182-35-5401
八郎潟農業水利事業所	010-0442	秋田県南秋田郡大潟村東1-1	0185-47-7667
赤川農業水利事業所	997-0035	山形県鶴岡市馬場町5-29	0235-29-1655
最上川下流左岸農業水利事業所	999-7781	山形県東田川郡庄内町余目字上梵天塚15	0234-28-8316
会津南部農業水利事業所	965-0873	福島県会津若松市追手町6-11 （会津若松合同庁舎）	0242-36-6720